

業務指示書

インド国ベンガルール都市圏ITS機器供与計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月9日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年12月14日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路交通計画にかかるO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路交通計画
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 交通管制システム計画】

- 1) 類似業務の経験：交通管制システム（ITS設備等）の計画・設計
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月18日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ・交通量調査
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
- なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(INR1 = 1.855 円 , US\$1 = 120.93 円 , EUR1 = 132.36 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクト等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／交通計画
交通管制システム計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.60 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月11日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構に無償資金協力が実施される場合は設計施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
インド国ベンガルール都市圏ITS機器供与計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任／交通計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 交通管制システム計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

インドでは近年急速な都市化が進む一方で、公共交通インフラ整備が十分進んでいないことから、大都市圏では交通渋滞が深刻な問題となっており、これに伴う深刻な経済損失が経済開発への大きな障害となっている。道路セクターが全輸送シェアの約57%を担うインドでは、上記課題に対応すべく、第12次5か年計画(2012年4月～2017年3月)において、道路等の包括的なインフラ整備が経済成長にとって重要とされており、同セクターの開発に重点を置いている。

カルナタカ州の州都であるベンガルール都市圏の人口は、2001年の約570万人から2011年の約850万人(同国第5位:Census 2011)と大幅増加しており、経済成長も相まって車両登録台数は過去10年10%以上の増加率を記録している。それに伴い市内の交通量は増加の一途を辿り、特に通勤時においては激しい渋滞が発生し、経済活動へ支障が出ている。ベンガルール開発庁(BDA: Bengaluru Development Authority)及びカルナタカ州都市交通局(DULT: Directorate of Urban Land Transport)は深刻化した交通渋滞の緩和を目的としたITSの整備を急いでいる。

我が国の対インド国別援助計画(2006年5月)において、インドにおける経済成長を実現する上で最大のボトルネックの1つは経済インフラの未整備となっており、重点分野である「経済インフラ整備を通じた持続的経済成長の支援」のため、交通ネットワーク整備・維持管理への支援を行うこととしている。また、JICA国別分析ペーパー(2012年3月)では、JICAの支援に対して特に大きなインパクトが期待できるインド国内6大都市圏(ベンガルールは含まれる)などの経済回廊等の産業集積地域を中心に、地域経済開発の促進、物流効率化、外国資本による投資拡大に資するインフラ整備が必要であると分析しており、「経済インフラ整備を通じた持続的経済成長の支援」を援助重点分野として掲げている。なお、これまで道路・橋梁セクターに対して、円借款においては9件1,657億円の承諾実績(全承諾額の4.1%)があり、無償資金協力では「ニザムデイン橋建設計画(28.3億円)(1995年)」、技術協力では「ベンガルール及びマイソール都市圏ITSマスタープラン策定調査プロジェクト(2014年～2015年)」(以下「マスタープラン調査」と言う)を実施している。

マスタープラン調査の結果、ベンガルール都市圏におけるITSシステムにかかる全体計画が提示され、この全体計画のうち、都市圏中心部に当たるCore Ring Roadでの整備が、優先度が高いことが示された。

本業務は、この優先度が高い地域のITS整備(以下「本事業」と言う)に関し、必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 目標：

ベンガルール都市圏において、円滑で安定的な交通が確保される。

(2) 成果：

ベンガルール都市圏において、ITS 機器が設置される。

(3) 概要：

交通管制センター機材一式、交通量計測器 (56 機)、車両感知器 (5,000 機)、可動掲示板 (6 台)、信号制御装置 (20 台)、プローブデータシステム (6,700 台)

(4) 対象地域 (サイト)：

カルナタカ州ベンガルール市

(5) 関係官庁・機関

実施機関：カルナタカ州都市交通局 (Directorate of Urban Land Transport of Karnataka State Government : 以下「DULT」)

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の援助活動

「ベンガルール及びマイソール都市圏 ITS マスタープラン策定調査プロジェクト」を実施済み (2014 年 1 月～2015 年 6 月)

2) 他のドナー等の援助活動

世界銀行が、運輸交通セクターに対し、ムンバイ都市交通事業やカルナタカ州道路事業などを支援している。アジア開発銀行は、ビハール州、アッサム州、オリッサ州、西ベンガル州などの道路セクターに対し支援を行っている。

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「ベンガルール都市圏 ITS 機器供与計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がインド側と合意する協議議事録に基づいて実施する

ものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。本指示書を踏まえた上で、コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、必要に応じプロポーザルに記載して提案することを認める。

(2) 現地調査の実施方法

本調査は、①協力対象路線選定に必要な情報収集、協議を行う（第1次調査）、②右調査①の結果を踏まえた協力対象路線の絞り込み及び優先順位付けの結果にかかる協議および基本合意、これに基づく概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行う（第2次調査）、また③報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る（第3次調査）、の3回の現地調査を行う。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

なお、特に現地調査派遣前後においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

(4) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用等

要請されている ITS 機材調達・据付の必要性・妥当性の検証等に当たっては、本指示書閲覧資料に挙げた「インド国ベンガルール及びマイソール都市圏 ITS マスタープラン策定調査プロジェクト」（2015年6月）を十分活用し、調査の重複を避ける。その他、関連する設計資料及び損傷・補修履歴等の既存資料を十分収集・活用する。

(5) インド側実施体制

本事業の要請はカルナタカ州都市交通局（Directorate of Urban Land Transport of Karnataka State Government：以下「DULT」）から提出されているが、実際に交通管制を行うのは、ベンガルール市警察である等、関係者が少なくない。そのため、供与機材の所有・管理者、使用者および維持管理・運営方法等についてインド側の体制、

責任主体を確認・整理する。

(6) 有償資金協力との連携

現在、有償資金協力「ベンガルール周辺環状道路建設事業（第一期）」の形成に向けて検討が進められている。当該事業においても ITS 機器の導入が検討されており、本事業で導入されたシステムが、当該事業に発展・展開することを想定して実施工程、投入内容を検討する。

(7) 協力対象地域

マスタープラン調査では、ベンガルール都市圏で最も混雑度が高い Core Ring Road 内側における道路網のエリア制御（信号同士の連携および信号サイクルの最適化の自動化）を最優先の対応として提案していることから、本事業では、同エリア内を協力対象地とする。具体的には、同エリア内にある幹線道路（Majestic、Hosur Road、MG Road、Old Madras 等）を選定する。

(8) 既存設備等の確認

本事業で調達された機材で収集されたデータは、管制センターで蓄積・処理される。同センターは、DULT 所有の既存建築物の一部に設置予定であるが、既存施設等の状況を確認し、機材仕様に反映する。また、設置個所が適切ではない場合、設置場所の変更、既存施設の改修、あるいは新規建屋の建設等の対応を検討する。

また、管制センター予定地、調達予定機器の設置地域における電力供給状況を確認し、調達機器が稼働するに十分な電力供給が行われていることを確認する。特に、管制センター設置予定地域において長時間による停電等十分な電力供給が見込まれない場合、効果発現維持のため発電機設置等も検討する。

(9) 機材仕様

現在ベンガルール都市圏において交通管制センターはなく、交通管制システムに対応可能な信号機、車両感知器等も存在しないため、システムおよび機材計画に当たっては、既存信号機の改良または入替による新規納入機材との互換性を検証し、計画内容の妥当性を確認する。また、新規納入機材の仕様を検討する際においては、本邦技術を活用しつつ、特定の企業しか参画できない仕様とならないよう、競争性を十分に考慮する。

(10) 交差点形状改良にかかる検討

本事業により ITS システムを導入した結果が十分発現するよう、既存の交差点内における右折車線、左折専用車線の付加等、用地確保や住民移転を伴わない範囲で交差

点改良の可否を検討し、必要な箇所においては、その対応方法を検討・計画し、日本側負担事項に含める。

(11) 維持管理

交通管制システムのあるべき運営維持管理として、機器の点検・保守、制御用ソフトウェアのアップデート、信号データベースの保守等を日常的に行い、システム完成後の運営維持管理計画が策定・実施される必要がある。この点を踏まえ、予算、組織、人員、要求される技能とそのレベル、コスト等について調査、把握を行い、運営維持管理可能な計画とする。要すればソフトコンポーネント等による支援も検討する。

(12) 成果指標

渋滞緩和効果や交通事故減少効果等、本事業により期待される成果を定量的指標として示すことができるよう検討する。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

第一次現地調査において、JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。また、合わせて、質問票の配布、回収及び分析を行う。

(3) インテリム・レポートの作成

第一次現地調査の結果に基づき、協力対象範囲（対象路線・交差点、対象機材、等）を選定した結果について、インテリム・レポートを作成する。作成後、第二次現地調査において、JICA が派遣する調査団員と協力し、インテリム・レポートを先方政府関係者に説明、内容を協議し、協力対象範囲にかかる基本合意を得る。

(4) 事業の背景・経緯の確認

1) インドにおける交通管理に係る上位計画の有無とその内容、実施状況を確認し、本事業の位置づけ及び意義を確認する。

2) ベンガルール都市圏における交通状況、既存の信号機の設置状況・メーカー・機能・運営維持管理体制の現状と課題を確認し、本事業の重要性・必要性を確認

する。

- 3) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 4) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容・教訓を確認する。

(5) 事業の実施体制の確認

- 1) 供与機材の所有・管理者、使用者および維持管理・運営方法等についてインド側の体制、責任主体を確認する。
- 2) 事業実施機関である DULT、交通管制の実施主体であるベンガルール市警察の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認し、設計に反映する。

(6) サイト状況調査

- 1) ベンガルール開発庁（以下「BDA」）、DULT 等によるベンガルール都市圏の道路整備状況（年間整備延長、整備区間、事業費等）、ベンガルール都市圏の通信回線状況（整備区間、配置状況、本事業での利用可否、事業費等）、信号機を含む機材の稼働状況（インベントリー）、機材整備計画、機材・スペアパーツ購入状況、等を確認する。
- 2) 協力対象地域の交差点の現状（形状、交通状況、位置、配線、道路標示、交通標識、駐車状況等）及び周辺状況（周辺地域の土地利用、周辺住民の居住状況、用地確保の有無、感知器等の添架可能性、移転施設等）を確認する。
- 3) 対象交差点の既存ユーティリティ（水道管、電力線、電話線、通信回線等）の状況を確認し、必要な移設・撤去について実施機関、コントラクターがそれぞれに行うべきことを整理する。なお、現状では試掘調査の実施は想定していないが、現地での状況確認後、試掘調査の必要が発生した際には、必要と判断した理由を明確にしたうえで、契約変更にて対応することとする。
- 4) 交差点形状の変更の必要性、変更方式について検討する。
- 5) 資材ヤード等の用地を確認する。
- 6) 工事中の交通規制・切り回し方法を検討し、施工（据付）計画に反映させる。
- 7) 交通管制センター改修予定の施設の現状（施設の規模、ライフライン整備状況、対象交差点からのアクセス等）について確認し、施設の改修の計画を検討する。

(7) 交通量調査

対象交差点の確定、交通管制システムの具体的な計画、および交差点形状改良要否検討等のため、主要ルート、交差点を十箇所程度選定し、交通量調査を実施する。なお、必要に応じて現地再委託も可とするが、別見積にて提案すること。

以下の調査の細目（調査位置、調査項目、調査方法）を想定しているが、計画内容

も勘案のうえ、必要な調査の細目を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。なお、必要な交通量調査は本調査の中で行うことを原則とする。またできるだけ精度を確保できるよう、測定位置、測定方法を検討するよう留意すること。

1) 調査位置

マスタープランの主要ルート上および調査対象交差点十箇所程度。

2) 調査項目

①方向別・車種別通行車両数(各流入路からの右折・直進・左折別で計12方向)

②旅行時間調査

③混雑度

3) 調査方法

各交通量調査対象地点について最低限、平日の1日間(24時間)を想定している。調査に当たっては、歩行者、自転車等の軽車両の通行も観測すること。

(8) 調達事情調査

新たに調達する信号システム、交差点改良資機材、交通管制センター設備について、本邦技術を活用しつつ、現地及び第三国調達や現地サブコン活用の可能性も並行して検討するための調査を行う。また、スペアパーツ等の調達事情も確認し、現地の状況にあった工法や機材仕様となるよう配慮する。

なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。

また、ベンガルールは内陸にあるため、陸揚港および同港からの輸送ルートについても、確認を行う。

(9) 事業内容の計画策定

上記調査、JICAとの協議及び「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2015年4月)(以下「報告書ガイドライン」)を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査 設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)(以下「設計・積算マニュアル」)を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地調達事情、供与後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画(機材の基本的仕様)

上記を踏まえ、無償資金協力プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基

本計画を検討する。

① 機材調達計画

要請された機材の必要性、既存施設における機材活用状況、維持管理の容易さ、本邦技術を活用しつつ現地調達の可能性等を検討し、適切な計画（仕様、個数等）を作成する。

- ・ 調達方針
- ・ 調達上の留意事項
- ・ 調達、据付区分（先方負担との区分）
- ・ 調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 運営指導等計画
- ・ 実施工程

3) ソフトコンポーネント計画

先方と協議の上、本事業における実施にかかる運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。

(10) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項（工事・道路占用許可の取得、電気通信にかかる許認可、ユーティリティの移設、交通規制等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施をインド側に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点でJICAインド事務所と協議し、情報収集のうえ、調査を通じた情報のアップデート結果について、調査終了時には事務所へ報告する。

(11) 事業の維持管理計画

予算、人員、技術力、工程の各側面を念頭に、DULTが行うことになる交通管制センター及び対象交差点の運営維持管理について、毎年必要な点検・運営維持管理

業務と数年単位で必要な運営維持管理業務に分類して整理する。

また、本事業にて調達する機材の維持管理計画を検討する。予算措置の方法・タイミング、組織、人員、技術力、実際の運営維持管理、運営維持管理水準確保の仕組み等について確認の上、先方が運営維持管理可能な計画とする。

(12) 事業の概略事業費

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

なお、具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

(13) 無償資金協力プロジェクトの予備的経費にかかる調査

無償資金協力プロジェクトに関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じて以下のリスク情報について収集・分析を行う。

予備的経費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ①経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- ②工事量変動にかかるリスク
- ③現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ④治安状況にかかるリスク
- ⑤その他プロジェクトの円滑な実施に影響を与えるリスク

(14) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(15) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(16) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計

やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(17) 事業の評価

事業の評価は、DAC 評価 5 項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性について分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約 3 年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、事業予定道路間の①ベンガルール都市圏における移動時間の短縮、②渋滞発生箇所、渋滞長の減少、③交通事故発生率の削減、④温室効果ガス排出削減量の推定等を想定しているが、他に定量的効果について提案があればプロポーザルに記述するとともに、効果測定のためのベースライン調査（現地再委託も含む）が必要な場合は、調査方法、調査対象地、所要概算額も含めて提案する。ただし、その実施は、JICA との協議の上で判断するため、本調査の見積りへの反映や、同調査を想定した要員配置は行わないこと。

(18) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(19) 事業概要の本邦企業への説明

インド側関係者との説明・協議前に、必要に応じて、本邦企業へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には JICA と対応を協議する。

(20) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をインド側関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(21) 準備調査報告書等の作成

インド側関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 機材仕様書
- 3) 概要資料
- 4) 準備調査報告書

- 5) デジタル画像集 (3分程度の動画を含む)
- 6) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(8)から(11)を本契約の成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文3部
- (2) インセプション・レポート : 和文8部
: 英文10部
- (3) 第1次現地調査結果概要 : 和文8部
- (4) インテリム・レポート : 和文8部
: 英文10部
- (5) 第2次現地調査結果概要 : 和文8部
- (6) 準備調査報告書(案) : 和文8部
: 英文10部
- (7) 機材仕様書(案) : 和文1部
: 英文1部
- (8) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文2部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (9) 概要資料(付属資料) : 和文1部
(※完成予想図を含む。)
- (10) 準備調査報告書 : 和文(製本版)9部及びCD-R2枚
(※完成予想図を含む。) : 英文(製本版)18部及びCD-R3枚
: 和文(簡易製本版)3部及びCD-R1枚
- (11) 機材仕様書 : 和文1部
: 英文1部
- (12) デジタル画像集 : CD-R3枚(デジタル画像40枚程度)
- (13) 動画(広報用) : DVD-R2枚(3分程度)
- (14) 進捗報告書(初版) : 英文3部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については設計・積算マニュアルの補完編を、その他については無償報告書ガイドラインを参照することとする。

- 注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。
- 注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2010年3月）を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2016年2月上旬より第1次現地調査、2016年3月下旬より第2次現地調査、2016年7月上旬に第3次現地調査（概略設計概要説明）を実施することを想定する。2016年7月末までに概要資料を作成・提出し、2016年9月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約 20.3M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 総括/交通計画（2号）
- 2) 交通管制システム計画（3号）
- 3) 信号連携システム計画・設計
- 4) 管制センター設備設計
- 5) 路側システム設計
- 6) 交差点形状改良計画
- 7) 調達計画／積算
- 8) 施工計画／積算

なお、業務量の目途と業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な提案がある場合、プロポーザルにて理由とともに提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 参考資料等

(1) 参考資料

下記資料が JICA 図書館にて閲覧可能。

(<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>)

・インド国「ベンガルール及びマイソール都市圏 ITS マスタープラン策定調査プロジェクト」詳細計画策定調査報告書（2013年11月）

(2) 配布資料

特になし

(3) 閲覧資料

本業務に関する以下の資料の閲覧については、JICA 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信第一チーム（TEL：03-5226-8156）にご連絡下さい。

- ・無償資金協力要請書（案）
- ・「ベンガルール及びマイソール都市圏 ITS マスタープラン策定調査プロジェクト」報告書（抜粋）

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程

(1) 第1次現地調査

1) 団員構成：総括

計画管理

2) 調査行程：約10日間

3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、協力対象路線の選定にかかる基本的な考え方、相手国の実施体制等を確認し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第2次現地調査

1) 団員構成：総括

計画管理

2) 調査行程：約7日間

3) 目的：

相手国関係機関との協議を通じて第一次現地調査の結果に基づき、協力対象路線について基本合意を得るとともに、現地調査を通じて本事業の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(3) 第3次現地調査（報告書案説明）

1) 団員構成：総括

計画管理

2) 調査行程：約7日間

3) 目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。なお、これら調査については別見積りとする。

(1) 交通量調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他の留意事項

（1）無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国一般事業無償として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2013年11月）の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

（2）業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

（3）複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（4）調査用機材の調達

コンサルタントは、通常業務で使用するパソコンや複合機など以外で業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。

本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

（5）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAインド事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手

段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上